記者発表資料

平成２４年　４月１７日
国土交通省　岩手河川国道事務所

北上川及び砂鉄川堤防のり面に自動車タイヤ痕
～巡視を強化し、再発防止に努めます～

岩手河川国道事務所では、管理する一関市弥栄字下谷起地内の北上川堤防、一関市川崎町門崎地内の北上川及び砂鉄川堤防に自動車の走行によるタイヤ痕を相次いで発見しました。

地域住民の生命・財産をまもる堤防を車両走行により損壊することは悪質で河川法に抵触する行為であると判断し、平成２４年４月１６日に一関警察署、千厩警察署にそれぞれ通報しました。

平成２４年４月１０日、北上川の河川巡視を行っていたところ、一関市弥栄字下谷起地内の高水敷及び堤防のり面の一部に、自動車走行によるタイヤ痕を発見しました。

その後、４月１２日には川崎町門崎字坂田地内の砂鉄川堤防のり面、翌４月１３日には川崎町門崎字霞畑地内の北上川堤防のり面と相次いで自動車走行によるタイヤ痕を発見しました。

河川堤防の植生(芝など)には、洪水や大雨の時に堤防の土砂が削れないようにする働きがあります。自動車走行などによる堤防植生の損傷は洪水時に破堤を招くおそれがあり、結果的に地域住民の生命・財産に影響を及ぼすなど甚大な被害の発生に直結しています。

今回のように、車両走行により堤防のり面を損傷することは、悪質で河川法にも抵触する行為であることから４月１６日に一関警察署、千厩警察署に通報しました。

現在､被害箇所に注意喚起する看板を設置し､河川巡視で経過を観察しておりますが、今後も、警察によるパトロール、河川巡視の強化など、関係機関との連携を図りながら再発防止に努めます。

皆さん、堤防を傷つけないようにしましょう。

※発表記者会：岩手県政記者クラブ、一関市政記者クラブ

＜問い合わせ先＞
国土交通省東北地方整備局　岩手河川国道事務所
河川管理課長　湯川　茂夫　　河川占用調整課長　菅野　裕之
（電話：019-624-3281、3273　住所：盛岡市上田四丁目 2-2）
一関出張所長　木村　伸一
（電話：0191-23-2435　住所：一関市狐禅寺字石ノ瀬 155-81）

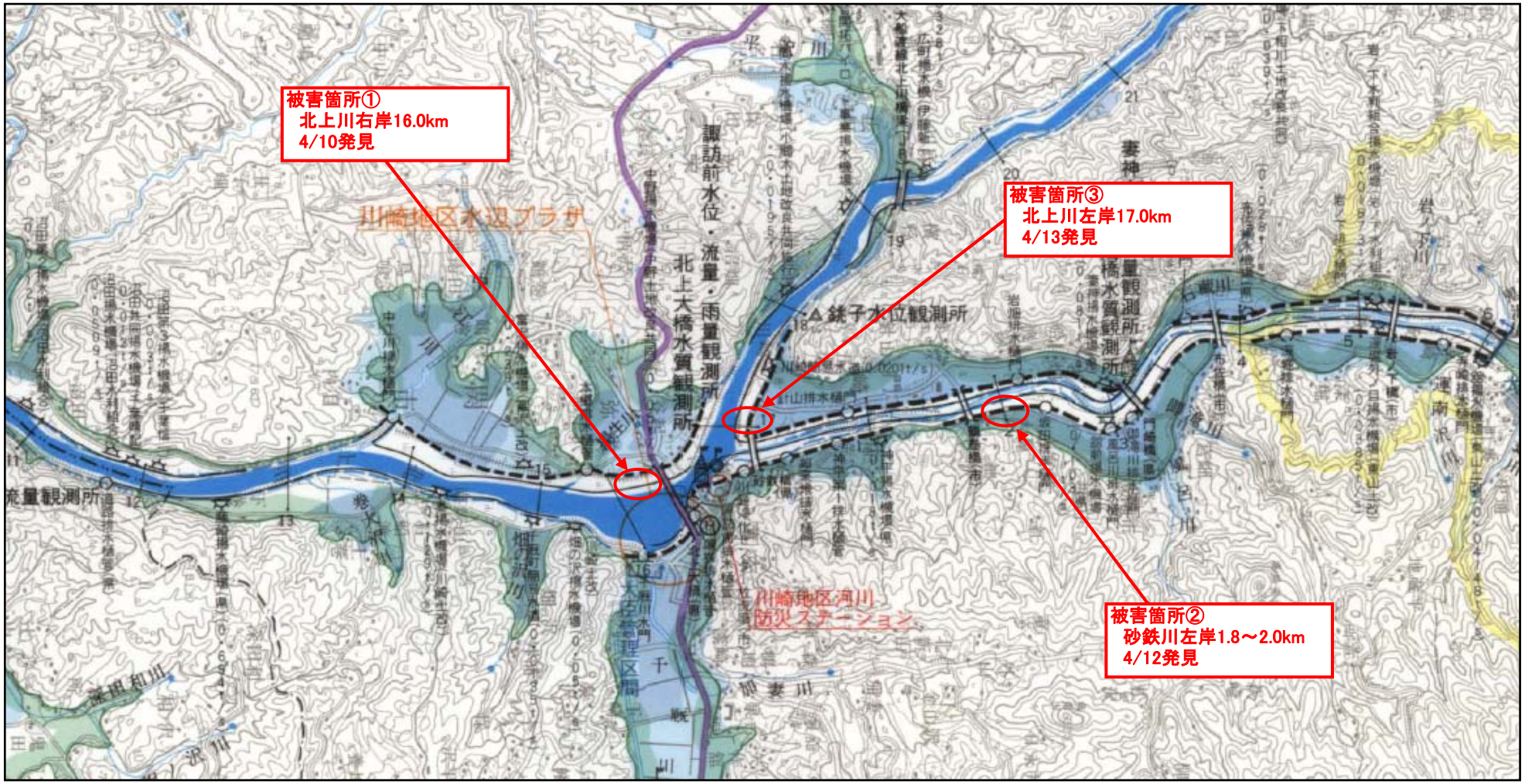
被害箇所①
北上川右岸16.0km
4/10発見
被害箇所③
北上川左岸17.0km
4/13発見
被害箇所②
砂鉄川左岸1.8～2.0km
4/12発見
川崎地区水辺プラザ
川崎地区河川
防災ステーション
銚子水位観測所
北上大橋水質観測所
諏訪前水位・流量・雨量観測所
流量観測所

被害箇所①（北上川右岸16.0km　一関市弥栄字下谷起地内）

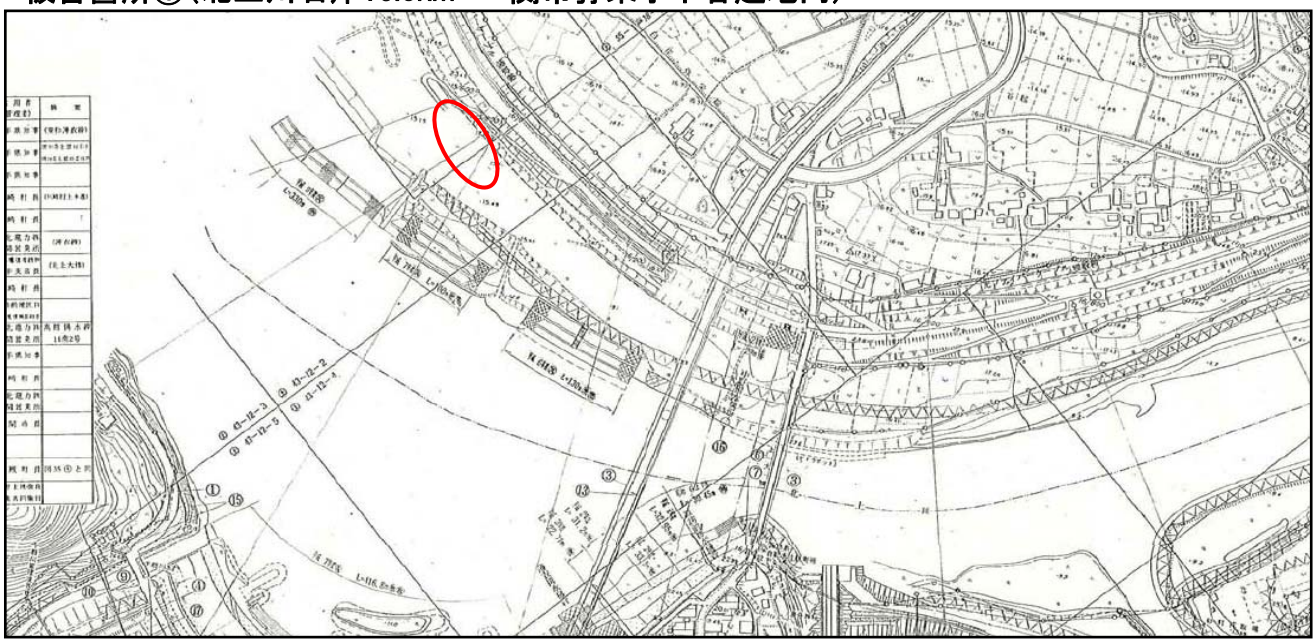

・高水敷の走行跡





・堤防法面の一部に走行跡

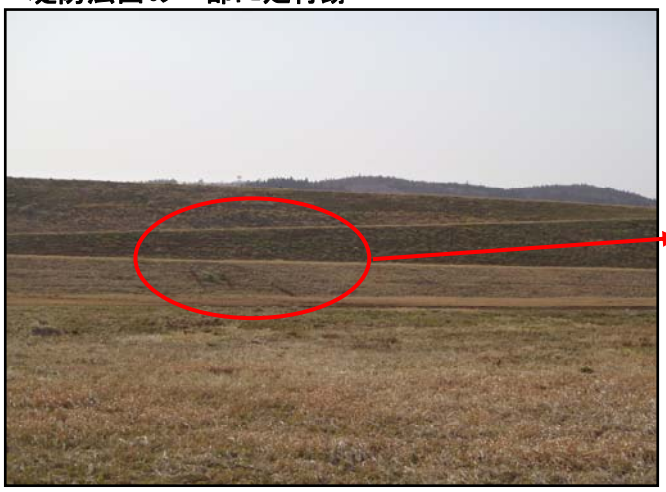



被害箇所②（砂鉄川左岸1.8～2.0km　一関市川崎町門崎字坂田地内）

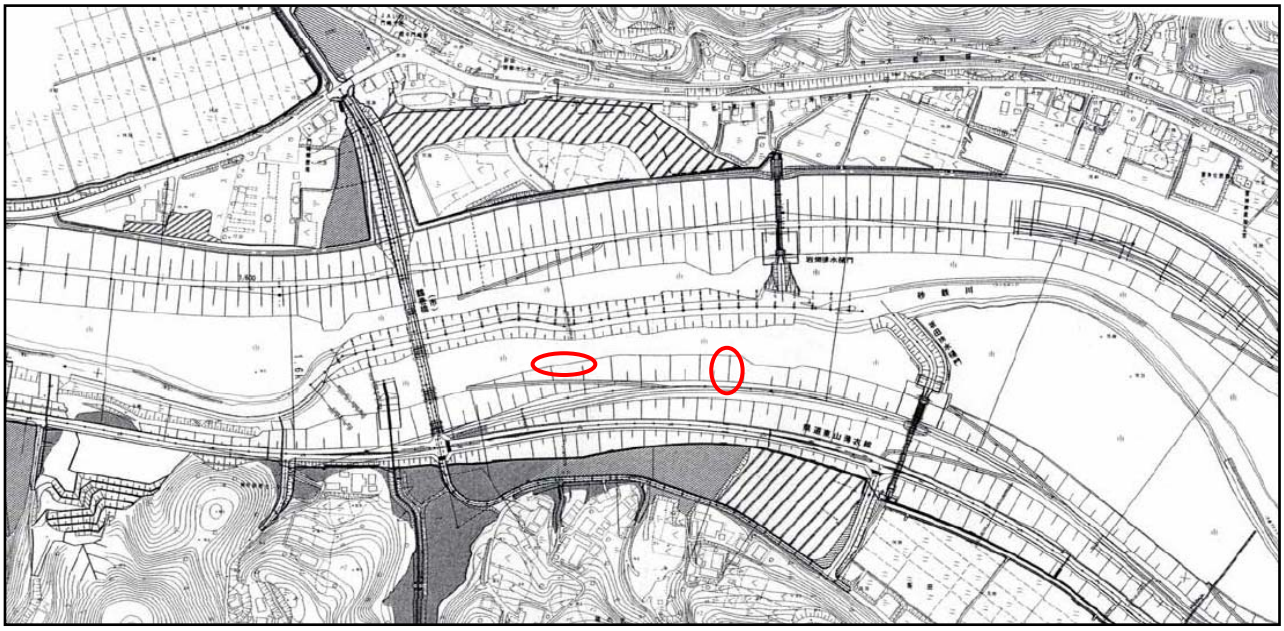

・堤防法面走行跡





・堤防法尻等の走行跡





被害箇所③（北上川左岸17.0km　一関市川崎町門崎字霞畑地内）

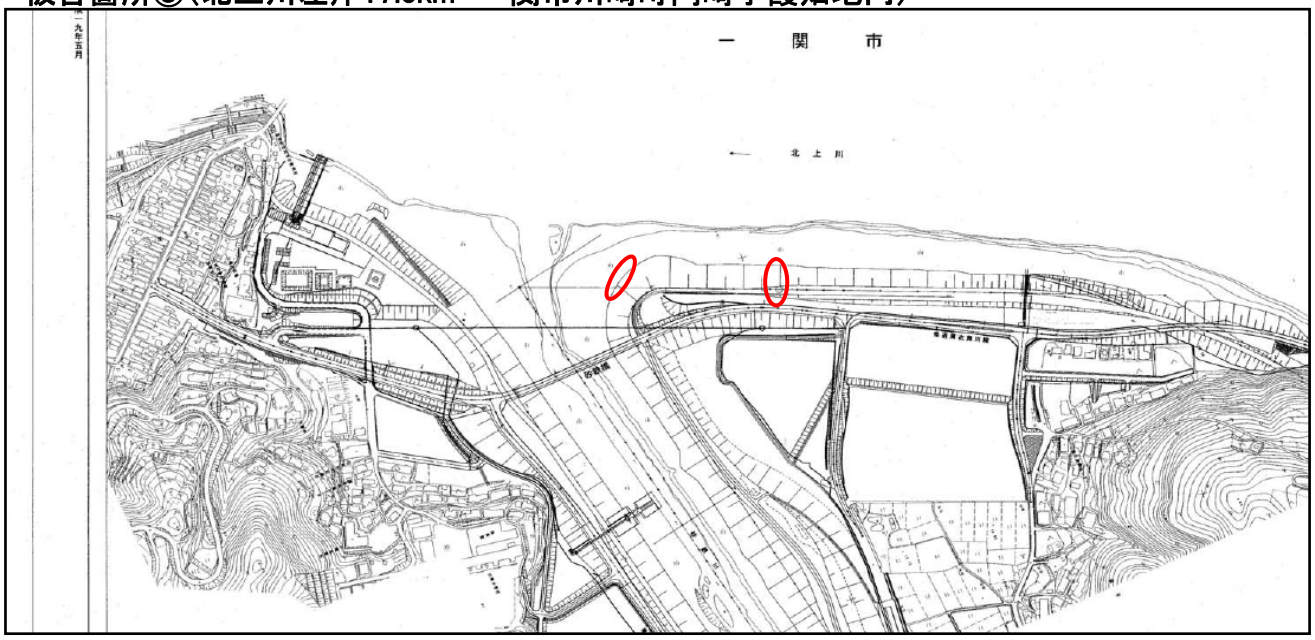

・堤防法面の走行跡





・堤防法尻の走行跡

